

実務対応報告公開草案第 23 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に関するコメント

平成 18 年 7 月 4 日
あずさ監査法人
繰延資産検討グループ

平成 18 年 6 月 6 日付で公表されました「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

検討グループのメンバーは以下のとおりです。

公認会計士 斎藤 昇
公認会計士 宮原 さつき
公認会計士 前田 啓
公認会計士 倉田 知子

なお、このコメントに関するお問い合わせは、あずさ監査法人 業務管理部（Tel: 03-3266-7503）斎藤昇までお願いします。

・ 3（2）社債発行費等の会計処理に関して

①近年は資金調達の手段も多様化しており、コミットメントラインのように金融機関を介した大規模な間接金融もある。

ここで発生するアレンジメントフィー等も資金調達のために直接支出した費用である。商法で繰延資産を制定した時とは資金調達の方法が変わっているため、アレンジメントフィー等について、繰延資産の処理範囲に含めるかどうかを検討してはどうか。

②新株予約権の発行に係る費用を繰延資産として計上する場合、償却期間として「3 年以内のその効果の及ぶ期間」としているが、3 年という期間は根拠に乏しく、新株予約権付社債の場合は社債の償還までの期間等、社債発行費と同様の考え方で整理すべきと考えるがどうか。

・ 3（4）開業費の会計処理に関して

（会計処理の考え方）の最終段落・最終行で、「開業費は、開業準備のために直接支出したものに限ることが適当」と記述されているが、本文は（会計処理の考え方）よりも前の、開業費の具体的な支出内容を説明した段落においても記述すべきと考えるがどうか。

・ 3（6）同一の繰延資産項目に関する継続性の取扱い ②イについて

前事業年度において会計処理が行われていない場合には、会計方針の変更として取り扱わないこととする旨が記載されているが、前事業年度以前に同一項目の処理をした場合にも、②イを適用して差支えないかを明確にするために、前事業年度以前としてはどうかと考える。企財審査ニュース 第三一 一号 「繰延資産の会計処理方法等に係る財務諸表等規則上の取扱い」（平成 3 年 4 月）において、「当事業年度の過去 5 事業年度内に、同一の繰延資産項目についての会計処理が行われている場合で、当事業年度の会計処理方法がその直近の会計処理方法と異なっているときは、継続性の変更に準じて、会

繰延資産 CL6

計処理方法を変更した場合に記載することが要求されている事項と同様の事項を追加情報として注記するものとする」とされているが、この取扱いとの整合性も考慮されたい。

また、社債発行費と株式交付費等、同様の経済効果があるものについては、同一の繰延資産項目と同様の会計処理の継続性を要する、という取扱いとすべきではないかと考えるがどうか。

以上